

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき中央区選挙管理委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

中央区選挙管理委員会事務局

#### (2) 対象年度

令和3年度及び令和4年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

#### (1) 委託料の支出に関する事務

#### (2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務

### 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

		<p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、次の手法により実施した。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

##### ア 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、業務完了報告書、請求書、支出命令書 等

##### イ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書求書、支出命令書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を補足するため、必要に応じて聞き取り調査を実施した。

### 4 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査(第3期:市選挙管理委員会事務局、緑区選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局、南区選挙管理委員会事務局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、中央区選挙管理委員会事務局における委託料の支出に関する事務及び使用料及び賃借料の支出に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。